昭和35年11月28日第3種郵便物認可

平成28年（2016年）　第2075号

人と物流の、より良い関係づくり「ハンドin ハンド」。
創刊1968年――全国8支局自社ネットワーク
あなたが必要な物流情報を、ワイドに、グローバルに、正しく。
わたしたちの情報は、新しい「物流」の指標となる。
物流ニッポン
LOGISTICS NIPPON
株式会社 物流ニッポン新聞社　http://www.logistics.co.jp
フリーダイヤル 0120-11-5655　電子メール nippon@logistics.jp

Japan Trucking Association

広報 とらっく

創刊 昭和28（1953）年2月

12月20日号

発行所 公益社団法人 全日本トラック協会
〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5
全日本トラック総合会館
☎（03）3354-1029（総務部広報室）
http://www.jta.or.jp
※紙面に関する問い合わせは広報室まで
（会員の購読料は会費に含みます）

News Headline
主な紙面内容

2・3　・トラック協会ニュース
・官公庁ニュース（国交省等）

4・5　<年表>トラック この1年（回顧）
・全日本トラック協会の主な活動
・運輸関係行政等の主な動向

6　・平成29年度
税制改正の要望と結果

7　・平成28年度
エコドライブ活動コンクール

8　・『ヒーロー』
櫻本 知孝さん・菊池 亮さん
（㈱篠崎運送倉庫）

自動車で用水路に転落した女性を救出した
櫻本さん㊧菊池さん㊨と同社の篠崎社長（中央）

全ト協優関紙 広報とらっく 主な掲載項目と関連リンク
今号に掲載した記事の関連資料と関連HPへは全ト協HPバナーからアクセスできます。
▼全ト協会員専用ページのパスワード▼
12/15～H29.1/14　2624
1/15～2/14　4011

国土交通省の石川雄一道路局長（写真左から2人目）に対し、辻卓史全ト協副会長・近畿ト協会長（右から2人目）、福本秀爾全ト協理事長（左）、齋藤一之大阪府ト協常務理事（右）が「近畿圏の高速道路料金に関する要望書」を手渡した（12月12日、国土交通省道路局長室）

全ト協・近畿ト協連名で「近畿圏の高速道路料金に関する要望」

「道路ネットワークの早期整備や シンプルで継ぎ目のない料金体系実現を」

全日本トラック協会と近畿トラック協会は12月12日、国土交通省の石川雄一道路局長に対し、近畿圏の高速道路料金に関する要望」を行った。当日は、辻卓史全ト協副会長・近畿ト協会長に、福本秀爾全ト協理事長、齋藤一之大阪府トラック協会常務理事が同行した。

要望書では、道路ネットワークの早期整備について大阪湾岸道路西伸部や淀川左岸線延伸部など未整備路線があり、「道路ネットワークを早期に整備していただきたい」と求めた。また、料金水準・車種区分等については、「シンプルで継ぎ目のない料金体系」を要望するとともに、車種区分を整理・統一する場合には、「物流を支えるトラックの負担が増加しないよう、激変緩和措置を講じていただきたい」と要望した。

大口・多頻度割引の継続・拡充については、物流を支えるトラックの負担を軽減するため、阪神高速道路でも首都高速道路と同様に、最大割引率30％を継続し、最大35％まで拡充するよう求めた。

この後、12月16日に国交省は「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」を発表したが、5車種区分への整理・統一にあたっての阪神高速における中型車・特大車への軽減措置、大口・多頻度割引の継続・拡充など、要望が反映された結果となった。

全ト協・近畿ト協連名で「近畿圏の高速道路料金に関する要望」

「道路ネットワークの早期整備や シンプルで継ぎ目のない料金体系実現を」

全日本トラック協会と近畿トラック協会は12月12日、国土交通省の石川雄一道路局長に対し、近畿圏の高速道路料金に関する要望」を行った。当日は、辻卓史全ト協副会長・近畿ト協会長に、福本秀爾全ト協理事長、齋藤一之大阪府トラック協会常務理事が同行した。

要望書では、道路ネットワークの早期整備について大阪湾岸道路西伸部や淀川左岸線延伸部など未整備路線があり、「道路ネットワークを早期に整備していただきたい」と求めた。また、料金水準・車種区分等については、「シンプルで継ぎ目のない料金体系」を要望するとともに、車種区分を整理・統一する場合には、「物流を支えるトラックの負担が増加しないよう、激変緩和措置を講じていただきたい」と要望した。

大口・多頻度割引の継続・拡充については、物流を支えるトラックの負担を軽減するため、阪神高速道路でも首都高速道路と同様に、最大割引率30％を継続し、最大35％まで拡充するよう求めた。

この後、12月16日に国交省は「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」を発表したが、5車種区分への整理・統一にあたっての阪神高速における中型車・特大車への軽減措置、大口・多頻度割引の継続・拡充など、要望が反映された結果となった。

全ト協要望が実現

中小企業投資促進税制2年延長

平成29年度与党税制改正大綱決定

エコカー減税 排ガス要件、減税率を一部見直し

自由民主党、公明党は12月8日、平成29（2017）年度与党税制改正大綱を決定した。

トラック運送事業関連では、全日本トラック協会が要望していた、中小企業が車両総重量3・5㌧以上のトラックなどを取得した場合に、特別償却（30％）または税額控除（7％）できる「中小企業投資促進税制」の2年延長が決まった。これにより経営基盤が脆弱な、中小トラック運送事業者の設備投資が促進されることが期待される（6面に詳細）。

これにより、平成27年度燃費基準の達成度合いに応じた税の軽減率は一本化され、同基準達成車が25％軽減、同基準5％超過達成が50％軽減、同10％超過達成が75％軽減、15％超過達成が非課税あるいは免税とされることになった。

このほか、①自動車税のグリーン化特例：2年延長②自動車取得税のAＳＶ（先進安全自動車）特例措置：2年延長、③中小企業・協同組合等の法人税率の特例措置：2年延長、④同貸倒引当金の特例措置：割増率を10％（現行12％）に引き下げた上で2年延長、⑤低公害車の燃料等供給設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置：対象となる設備要件に「政府の補助を受けて取得したこと」を加えた上で2年延長――などが認められた。

下請代金支払遅延等防止法運用基準を改正

公正取引委員会

公正取引委員会は12月14日、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を改正した。今回の改正では、中小事業者の取引条件の改善を図る観点から、親事業者による違反行為の未然防止や事業者からの下請法違反行為に係る情報提供が行いやすいように、違反行為事例の充実等を図った。

未然防止に違反事例を追加

今回の改正のポイントは、違反行為事例を現行66事例から141事例に大幅増加したこと。特に、公取委による勧告・指導の中で、繰り返しみられた違反行為で、親事業者が「問題ない」と認識しやすい行為のうち、①下請代金の額から一定額を差し引くことによる「減額」と、②支払制度の不備による「支払遅延」行為等を追加。また、中小企業庁等と共同で実施した大企業ヒアリングで得られた情報等を基に、③合理性のない定期的な原価低減要請による「買いたたき」④量産品と同単価で補給品を発注することによる「買いたたき」⑤型・治具の無償保管の要請（不当な経済上の利益の提供要請）⑥労務の無償提供の要請（不当な経済上の利益の提供要請）などを追加した。

さらに、「特に留意を要する違反行為類型」として、違反行為の未然防止等の観点から、⑦引下げ後の新単価を発注済みの取引に遡及適用する場合の「減額」と、⑧燃料費高騰や労務費上昇分等を一方的に据え置く場合の「買いたたき」を追加した。

なお、トラック運送事業関係については、「労務の無償提供要請」として「親事業者は、貨物運送を委託している下請事業者に対し、当該下請事業者に委託した取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせた」という事例が追加されたほか、「下請代金を据え置くことによる買いたたき」として、「親事業者は、親事業者から下請事業者に対して使用することを指定した原材料の価格や燃料費、電気料金といったエネルギーコスト、労務費等のコストが高騰していることが明らかな状況において、下請事業者から従来の単価のままでは対応できないとして単価の引上げの求めがあったにもかかわらず、下請事業者と十分に協議をすることなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた」とする事例が記載された。

国交省　年末年始の輸送等に関する安全総点検

早川大臣官房審議官が 査察立合い

国土交通省は12月13日、東京都江戸川区の名鉄運輸㈱葛西支店営業所において、年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施状況に関する査察を行った。

同総点検は、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に臨み、各自動車運送事業者が自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、12月10日～平成29年1月10日の期間で実施されている。

今年は、1月15日に軽井沢スキーバス事故が発生したことを踏まえ、①軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況②健康管理体制の状況③過労運転を行わせないための安全対策の実施状況④飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況――を重点点検事項として定めている。

同営業所で実施された査察には、早川治大臣官房審議官など自動車局・関東運輸局・東京運輸支局担当者が出席。名鉄運輸の村山功常務取締役（東京支社長）などの対応者が、同社における輸送安全への取り組みについて説明した。

同社では、車内外の画像を記録できるドライブレコーダを全車に導入し、ドライバーの指差呼称実施状況の把握や「ながら運転」の防止に役立てていることや、運転免許証の不携帯・更新漏れを防ぎ、飲酒運転を防止するため、免許証リーダー付きアルコール検知器を全店所に導入していることなどが紹介された。

引き続き、現場視察が行われ、免許証リーダー付きアルコール検知器やドライバー休憩室、また大型トラックに装備されている安全装置などについて、説明が行われた。

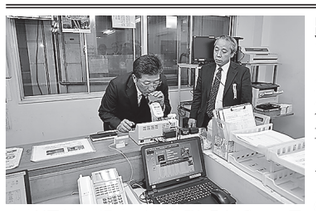

名鉄運輸の担当者から説明を受ける早川大臣官房審議官㊧（12月13日、名鉄運輸葛西支店）

現場で大型トラックなど視察する早川大臣官房審議官㊧（同）

輸送統計

平成28年9月分
▶国土交通省調べ

		輸送量	前年同月比
トラック	特別積合せ（千トン）	5,368	103.9%
	一　般	―	100.3%
	宅配便（千個）	300,917	104.6%

交通事故統計

平成28年11月末
事業用トラック第1当事者死亡事故件数
軽貨物は除く。（）内は前年同月比増減数
▶警察庁調べ

事業用貨物自動車の死亡事故件数				全国の死亡事故件数	交通事故死者数（人）	
普通	中型	大型	計		11月30日現在	12月19日現在
12（−5）	88（−3）	132（−32）	232（−40）	3,381（−212）	3,484（−190）	3,736（−213）

全日本トラック協会 presents 『ドライバーズ・リクエスト』放送中！（TBSラジオ系列全国33局ネット）

本番組は、トラック運送業界の安全や環境等への取り組みなどを内外に広くPRするとともに、パーソナリティの宮崎瑠依さんと皆川玲奈TBSアナウンサーが、車に関する話題や音楽で全国のドライバーの皆さんの安全運行をサポートします。

・12月と1月の特別番組放送予定
12月30日（金）「トラガール特集①」
国土交通省自動車局貨物課 課長補佐　福田 ゆきの氏
1月13日（金）「トラガール特集②」
同上

天然ガストラックの普及が
重要な政策に位置づけられています
NGV
エネルギー基本計画（2014年4月）経済産業省
「次世代自動車」については、2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目指す。（次世代自動車とは、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNG自動車等をさします）
国土強靭化アクションプラン2016（2016年5月）国土強靭化推進本部
交通・物流（交通ネットワークの強靭化の推進）
「トラック事業者のBCP策定の推進、
エネルギーセキュリティの推進［C・LNG車両の普及］等に取り組む」
2016年11月、国内メーカーによる
大型天然ガストラックの車型が追加されました

写真提供：いすゞ自動車株式会社
一般社団法人 日本ガス協会　〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-12　TEL:03-3502-0215　http://www.gas.or.jp/ngvj/

TSC 東和サン ソフトクリエイティブ 株式会社　〒113-0033 東京都文京区本郷3丁目19番4号 本郷大関ビル4階
TEL:03-3818-1541　FAX:03-3818-1546　http://www.towasan-soft.co.jp

ニュース・ターミナル（トラック協会ニュース）

NEWS 2016.12.5–12.20

全ト協

官・労・使が業界を取り巻く諸課題について意見交換

第45回物流政策懇談会

第45回物流政策懇談会（12月15日、全ト協）

12月15日、第45回物流政策懇談会が開催され、官・労・使の代表が一堂に会して、トラック運送事業に係る諸課題の改善に向けて協議を行った。

懇談会には、行政から国土交通省自動車局、労働関係団体から全日本運輸産業労働組合連合会（運輸労連）、全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）、全日本建設交運一般労働組合（建交労）、全日本トラック協会が出席した。

冒頭、全ト協の星野良三会長、運輸労連の難波淳介中央執行委員長、国交省の藤井直樹自動車局長があいさつし、星野会長は「人材を確保するためには、長時間労働の改善が喫緊の課題。昨年設置された、中央および全都道府県の『トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会』では、トラック輸送に係る関係者が一体となって、パイロット事業や適正運賃・料金収受に係る検討を行っている。我々全ト協としても、同協議会に全精力を傾注して、実効性のある取り組みにしていきたい」と述べた。

懇談会では、まず国交省自動車局の加藤進貨物課長が、同協議会をはじめとした取引環境や労働時間の改善に関する取り組みの進捗状況、準中型免許制度、予算・税制などについて説明を行った。

次に、運輸労連、交通労連、建交労からの意見と要望を受け、国交省自動車局の加藤貨物課長、平井隆志安全政策課長および全ト協が回答した。

引き続き、労働環境の改善をはじめとしたトラック運送業界を取り巻く諸課題について活発な意見交換を行い、今後も三者が連携をとりながら取り組んでいくこととした。

9033事業所を認定

総認定事業所数は2万3414事業所に

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である全日本トラック協会は12月15日、「平成28年度貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）」の評価を決定し、平成28年度安全性優良事業所として9033事業所を認定した。

今年度認定事業所の内訳は、新規申請1761事業所（有効期間2年間）、初回更新2396事業所（同3年間）、2回目更新2132事業所（同4年間）、3回目更新1267事業所（同4年間）、4回目更新147事業所（同4年間）。

これにより、25年度、26年度および27年度に認定した1万4381事業所（12月15日現在、28年度の更新申請事業所を除く）と合わせて、安全性優良事業所は2万3414事業所となった。

全ト協では、Gマーク認定事業所の一層の拡大に向けて、認定事業所のインセンティブの拡充、荷主団体等に対する認定事業所の利用促進、巡回指導時等における積極的な普及促進活動等に努めていく。

▽Gマーク事業所 認定ロゴマーク 平成29年から新デザイン

全ト協は同日、安全性優良事業所（Gマーク事業所）の認定マークを、平成29年から新デザインに変更することを発表した（図）。新デザインでは、有効期限を簡潔にまとめて拡大し、分かりやすく標示。新デザインによるステッカーは、28年度認定事業所分から採用される。

なお、従来のステッカーは、有効期間内であれば引き続き使用可能。

図　認定マークの新デザイン

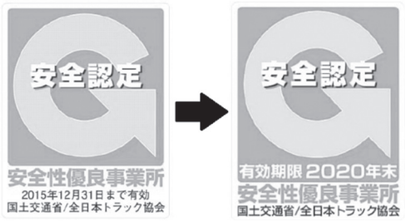

申請受付・認定数が過去最高を記録

第32回貨物自動車運送事業安全性評価委員会

第32回貨物自動車運送事業安全性評価委員会（委員長：野尻俊明流通経済大学学長）が12月14日に開催された。

議事として、①安全性優良事業所に係る認定の自主返納②平成28年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の実施状況③28年度貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る申請事業所の評価――について話し合われ、いずれも原案通り承認された。

平成28年度貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）については、26年に大手運送会社による多くの申請があり、その際に認定された事業所が今年度に初回更新申請を行ったこともあって、今年度は申請受付数9316件・認定数9033件といずれも過去最高となった。ただし、29年度は4回目更新事業所が存在しないため、申請数は減少する見込みである。

なお、12月15日に今年度認定事業所が決定したことに伴い、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である全日本トラック協会では、今後「不認定事業所からの弁明の受付及び審査」「認定事業所に対する再評価の実施」等を行っていく。

第32回貨物自動車運送事業安全性評価委員会（12月14日、全ト協）

25事業者（122事業所）を認定

総認定事業者数は376事業者（1964事業所）

全日本トラック協会は12月8日、制度3年目となる「引越事業者優良認定（引越安心マーク）制度」の平成28年度認定事業者を発表した。

同制度は、消費者に安心・安全な引越サービスを提供する事業者の情報を提供し、引越における苦情やトラブルの防止を目指すことを目的に、26年度に創設。引越事業者または引越事業者で構成する共通の引越サービス名称を使用するグループを認定の単位として、客観的に評価・認定を行っている。

今年度は、31事業者（132事業所）が申請し、そのうち25事業者（122事業所）が新たに認定された。これにより、これまで認定された事業者と合わせて376事業者（1964事業所）が「引越安心マーク事業者」として認定を受け、車両のステッカーや宣伝媒体などに「引越安心マーク」を使用することが可能となる。

なお、「引越安心マーク事業者」は、共通の引越サービス名称内の全ての利用者からの相談等を受け付ける窓口を設置し、全ト協のお客様対応窓口である「引越安心相談窓口」と連携して、約款や関係法令などに沿ったお客様対応を行うため、来年1月16日～3月7日に、全ト協が開催する「お客様対応責任者研修会議」に出席することが義務付けられている。

同会議の日程等の詳細については、全ト協ホームページを参照のこと。

第11回運輸事業振興助成交付金出捐金事業評価機関会議（12月15日、全ト協）

平成27年度事業実績評価などを審議

出捐金事業評価機関会議

第11回運輸事業振興助成交付金出捐金事業評価機関会議（委員長＝杉山武彦（公財）高速道路調査会理事長）が12月15日に開催された。

今回の会議では、平成27年度出捐金事業に係る実績評価と、29年度事業計画骨子（案）の審議が行われた。また、実績評価に先立ち、評価基本方針の実情に合わせた内容への改正について審議が行われ、原案通り承認された。

「27年度事業実績評価」については、全ト協事務局から事業実績の説明が行われ、その後委員による質疑を経て評価を実施。その後、各委員からの評価結果が取りまとめられ、審議の上で総合評価が決定された。なお、評価はA、B、Cの3段階となっている。

「27年度事業実績評価」については次の通り。

輸送の安全の確保①交通事故防止＝B▽同②労災事故防止＝A▽同③健康起因事故防止＝A▽事業適正化①巡回指導＝A▽同②安全性評価事業＝A▽輸送サービス改善・向上①輸送相談・引越優良認定＝A▽同②資金融通支援＝A▽災害時緊急輸送体制の整備＝A

なお、環境の保全（CO_2削減）の項目については、今年8月に国の統計データである自動車燃料消費量統計が遡って修正されたことにより、営業用トラックのCO_2排出量も同様に修正されることとなるため、実績評価については行わないとされた。

新規許可 貨物自動車 運送事業者数

（平成28年9月末）

全日本トラック協会調査

運輸局	都道府県	平成28年9月	前年同期比
北海道		39	1
東北	青森	10	4
	岩手	8	-3
	宮城	24	4
	秋田	4	1
	山形	4	-4
	福島	26	9
	計	76	11
関東	茨城	13	-3
	栃木	14	8
	群馬	13	5
	埼玉	37	8
	千葉	30	4
	東京	42	-1
	神奈川	27	-2
	山梨	5	2
	計	181	21
北陸信越	新潟	6	-1
	長野	5	-3
	富山	6	2
	石川	3	-4
	計	20	-6
中部	福井	2	-6
	岐阜	17	6
	静岡	18	3
	愛知	35	0
	三重	12	-2
	計	84	1
近畿	滋賀	10	4
	京都	20	2
	大阪	80	12
	兵庫	37	13
	奈良	6	1
	和歌山	6	-4
	計	159	28
中国	鳥取	4	1
	島根	4	1
	岡山	10	-4
	広島	17	2
	山口	4	-2
	計	39	-2
四国	徳島	7	4
	香川	9	3
	愛媛	5	1
	高知	3	-5
	計	24	3
九州	福岡	22	-6
	佐賀	3	-1
	長崎	5	-1
	熊本	5	-2
	大分	6	0
	宮崎	8	3
	鹿児島	9	-2
	計	58	-9
沖縄		13	3
※		2	-4
合計		695	47

※申請者住所が当該運輸局管轄外の都道府県

注1）一般・特積に限る。
注2）各地方運輸局ホームページおよび都道府県トラック協会からの情報により全日本トラック協会が集計。

〔第62回〕 トリのように羽ばたく新年を

NHKの年末年始の番組に「ゆく年くる年」があります。「紅白歌合戦」に続いて放送されますから、毎年ご覧になっている方も多いでしょう。インターネットで調べてみると、その前身は1927（昭和2）年に始まったラジオ放送「除夜の鐘」だそうですから、80年を超える長寿番組です。もっとも今回は、干支にちなんで「さる年くる年」になるとか。これはもちろん冗談ですが、居ながらにして各地の除夜の鐘を聞くことができ、年の変わり目を実感できる貴重な番組だといってよいかもしれません。

ところで今年も様々な事件、事故がありましたが、緑ナンバーの世界でいえば、なんといっても死者15人を出した軽井沢スキーバス転落事故でしょう。それを受けて、つい先だって道路運送法が改正され、安全対策を怠った貸切バス会社に対しては、従来の100倍にあたる「1億円以下の罰金」が科せられることになりました。業界が違うとはいえ、決して対岸の火事ではありません。とんでもない事故を起こせば、それが業界全体にはね返ってくることを、もう一度しっかり確認しておきましょう。

●雪の坂道ではチェーンは必須

Aさん「少し前、2015年度に国道で発生した雪道での立ち往生について、国土交通省の調査結果が新聞に出ていたね」

Bさん「それによると、冬用タイヤを着けていてもチェーン未装着の車が半数を占めていたらしい」

Aさん「5%以上の坂道での立ち往生が目立つとも出ていたけど、坂道の勾配なんか標識でもない限り分からないからね。とにかく雪の坂道ではチェーンを着けるにこしたことはない。転ばぬ先のチェーンだよ」

Bさん「そうだね。11月15日号でも話したけど、チェーンの携行は当然だけど、携行していても必要な時に装着しなければ意味がない。特に雪の坂道では冬用タイヤであっても、チェーンを装着する習慣をつけたいね」

Aさん「雪道で立ち往生した車には、罰金を科すということも検討されているようだよ」

Bさん「罰金が100倍になるというのと同じで、ドライバーについても、当たり前のことをキチンと実行しなければ、そのツケは結局ドライバー自身にはね返ってくるということだね」

●羽ばたく新年を迎えよう

Aさん「ところで、今年を象徴する漢字として『金』が選ばれたね」

Bさん「オリンピックの年には『金』が選ばれやすいそうだけど、『きん』と読むか、『かね』と読むかで、印象は全く変わってくるよね」

Aさん「どちらに読んでも、今年を表しているということだろうな」

Bさん「でも、来年、そして2020年のオリンピックを考えると、『きん』と読みたいね」

Aさん「『きん』という言葉で思い浮かぶのは、先月退職した大先輩のことだね。40年間無事故・無違反、これはまさに『金字塔』だよ」

Bさん「送別会の時の言葉が印象に残ってるね。無事故の秘訣はと聞かれて、『自分がやってきたのは、安全確認などの当たり前のことを省略をしない、一日の運転を振り返る、体調を維持する、この3つだ。秘訣でもなんでもない』と言っていた」

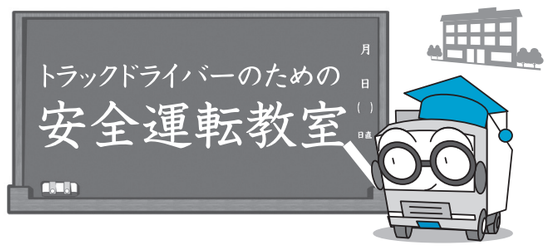

Aさん「魔法のクスリなんかないってことだね」

Bさん「続けてくださいよって言うと、『もう自分はハンドル定年だ。これからは、君たちが頑張らなくちゃいけない』って言われたよ」

Aさん「ボクもそう言われた。いなくなるのは寂しいけれど、『サル者は追わず』というし、我々にできることは、大先輩が残した遺産を受け継いでいくことだよ」

Bさん「そうだね。来年はトリ年。もっと羽ばたいていけたらいいね」

Aさん・Bさん「それでは皆様、残り少ない今年を無事故で乗りきり、羽ばたく新年を迎えましょう」

法令○×クイズ

～通行及び進入禁止編～

❶ 自動車は、歩道は通行できないが、路側帯は通行できる。（○・×）

❷ 歩行者用道路は、緊急自動車等の禁止対象から除外された自動車以外の自動車は、一切通行できない。（○・×）

❸ 前方の混雑等により、横断歩道の中で動きがとれなくなるおそれがあるときは、横断歩道に進入してはならない。（○・×）

❹ 右左折するためであれば軌道敷内を横切ることができるが、横断や転回をするために軌道敷内を横切ることはできない。（○・×）

❺ 二輪のものを除く自動車は、歩道や路側帯などがなく、路肩が明らかでない道路（トンネルや橋、高架の道路を除く）では、路端から車道寄りの0.5mの部分にはみ出して通行してはならない。（○・×）

（解答は7面）

スパイラルフィルターで燃費は下げられる!!

「工場直売 だから安い!!」
「長持ち2倍 だからすごい!!」

吸気効率向上 → 出力向上 → 燃費削減

10万km走行も馬力が落ちない。＝燃費低減!!

一般品では7万kmでろ材のヨリが起こり出力低下!!

大手純正クオリティーを
ダイレクト販売

建機大手純正のメーカー工場直売品です。オイルエアー・燃料フィルタ全て1個からのご注文OKです

全車種対応
翌日納品

低燃費の秘密は…
フィルターの固定角度と間隔

特殊な密着防止技術でフィルター性能を100%引き出すことに成功。ロングライフによるコストダウンと吸気効率UPによる燃費削減効果で快適な運転を提供します。

愛車と燃費を守るため、研究を続けて65年

P.EYE ピーコックエレメント製造株式会社
Peacock Element Manufacturing Co.,ltd.
TEL 03-3458-0891 FAX 03-3472-0095

スパイラルフィルター　検索

info@pgf-japan.com
http://www.pgf-japan.com

本社：東京都品川区南品川4-15-4　国内拠点：札幌/苫小牧/仙台/北関東/長野/静岡/名古屋/大阪/神戸/九州　研究所：掛川工場　海外拠点：PGF深圳

ニュース・ターミナル（官公庁ニュース等）

News 2016.12.5～12.20

国交省

荷主所管省庁にも要請

トラック運送業の取引条件改善

国土交通省の根本幸典大臣政務官は12月1日、農林水産省の細田健一大臣政務官に、同月6日には経済産業省の松村祥史副大臣に対し、トラック運送業の取引条件改善に向けた取り組みを進めるため、荷主企業に対しても働きかけるよう要請した。根本国交大臣政務官は11月22日、全日本トラック協会に対し、元請けと下請け間の適正取引推進のための自主行動計画を策定するよう要請したが、荷主の理解と協力が必要不可欠なため、荷主関係省庁に対しても要請を行った。

燃料価格等の変動分が考慮されない価格決定の禁止など価格決定方法の適正化、荷待ち待機時間費用などコスト負担の適正化、契約の相手方・方法の適正化、長時間労働の削減などについて、具体的に取り組むよう要請した。

疾病運転防止法が成立

脳ドック等検査導入拡大へ

旅客、貨物の事業用自動車運送事業者に対し、運転者の疾病運転防止のための措置を義務付ける道路運送法及び貨物自動車運送事業法の改正案が12月9日の参議院本会議で可決され、成立した。

改正法では、事業者に対し、過労運転の防止措置とともに、「運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない」と法律上明記し、疾病運転防止措置も義務付けた。違反した場合は、是正命令が発出される。

8日の参議院国土交通委員会で答弁した石井啓一国土交通大臣は「脳ドック、心臓ドックなどの健康起因事故対策に必要なスクリーニング検査について、事業者として取るべき対応を含んだガイドラインを作成したい」と述べ、事業者の自主的なスクリーニング検査の導入拡大に取り組む考えを示した。

トラック隊列走行実験も

自動運転戦略本部が初会合

国土交通省は12月9日、石井啓一国交大臣を本部長とする自動運転戦略本部を設置し、初会合を開いた。

戦略本部では、①車両に関する国際的な技術基準②自動運転車の事故時の賠償ルール③高齢者事故対策④トラック隊列走行の実証実験⑤中山間地域における道の駅を拠点とした自動運転サービス――の5項目について、ワーキンググループを設置して検討を進め、来夏の平成30年度予算概算要求前に中間取りまとめを行う。

会議であいさつした石井国交大臣は「国際的な情勢や技術開発の動向、社会的なニーズを的確に把握しつつ、省を挙げて国際基準等のルール作り、自動運転技術の開発・普及、社会実験や実装などの取り組みを加速していきたい」と述べた。

南海トラフ地震想定

物資輸送の情報伝達訓練

国土交通省は12月9日、南海トラフ地震に備えたプッシュ型の支援物資輸送の情報伝達訓練を実施した。訓練では、被災を逃れた地域から被災地への支援物資輸送に当たり、トラック輸送のほか、航空輸送、鉄道輸送、海上輸送を想定した。

政府の緊急災害対策本部からの輸送手段の確保要請を国交省が受け、関係局等から事業者等に連絡・調整を行って支援物資を輸送する訓練で、関係機関との連携向上と輸送方法の検証が目的。同訓練には全日本トラック協会も参加した。

中部地方を重点受援県と設定し、発災後4～7日に必要な水(応急給水)46万立方㍍、食料720万食、毛布600万枚などを被災地からの要請を待たずにプッシュ型で輸送するための情報を伝達した。①北海道→静岡県②中国地域→宮崎県③関東地域→大阪府④関東地域→徳島県――などへの輸送を想定して訓練した。

厚労省

「従業員の労働時間と働き方」調査研究へ協力呼びかけ

厚生労働省では、全国のトラック運送事業者と労働者を対象に、「従業員の労働時間と働き方に関するアンケート」調査を実施する。対象は無作為に抽出された4000社および各企業のドライバー4万人。同調査アンケートの送付は平成29年1月上旬を予定しており、1月23日㈪までの返信を求めている。近年、わが国で過労死等が多発し大きな社会問題となる中、平成26年11月に「過労死等防止対策推進法」が施行され、28年10月には「過労死等防止対策白書」が公表されたが、過労死等に関する実態については必ずしも十分に把握されていない。

このため同省では、従業員の労働実態や健康状態、過重労働の防止のための課題等について把握することを目的として、27年度から同調査を実施している。

障害者雇用促進法の一部改正

厚労省が内容を周知

厚生労働省では、今年4月1日に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の内容について、その周知に努めている。

同法は、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止および障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講じたもの。

改正法のポイントは、①障害者に対する差別の禁止、②合理的配慮の提供義務、③苦情処理・紛争解決援助、④法定雇用率の算定基礎の見直し――など。

図1　事故状況図

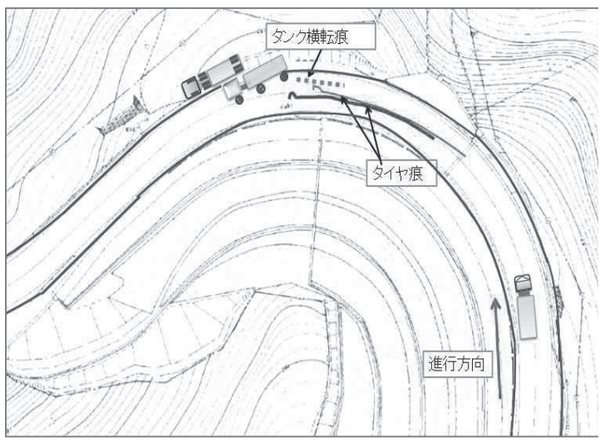

事故調が報告書2件

トレーラの横転と転落で

国土交通省は12月13日、事業用自動車事故調査委員会の調査報告書2件を公表するとともに、全日本トラック協会に対して、再発防止策に取り組むよう要請した。なお、報告書は、いずれもトレーラの事故。

1件目は、平成27年4月17日に静岡県富士宮市の国道52号で、灯油等を積載したトラクタ・タンクセミトレーラが走行中、下り勾配の左カーブで横転し、約2㍍下の斜面に転落した事故。この事故により運転者が死亡したほか、積載していた灯油等が斜面と斜面下の河川に漏洩した(図1)。

事故原因としては、運転者が十分な減速をしないままカーブに進入したこと、事業者がタンクセミトレーラの運転特性等の教育を行っていなかったことなどを挙げ、再発防止策として、運行管理者に対し、安全運行に必要な指示を行うよう求めたほか、事業者に対し、適性診断結果を活用した個別指導やドライブレコーダーの映像を活用した危険予知訓練などを行うよう促した。

図2　事故状況図

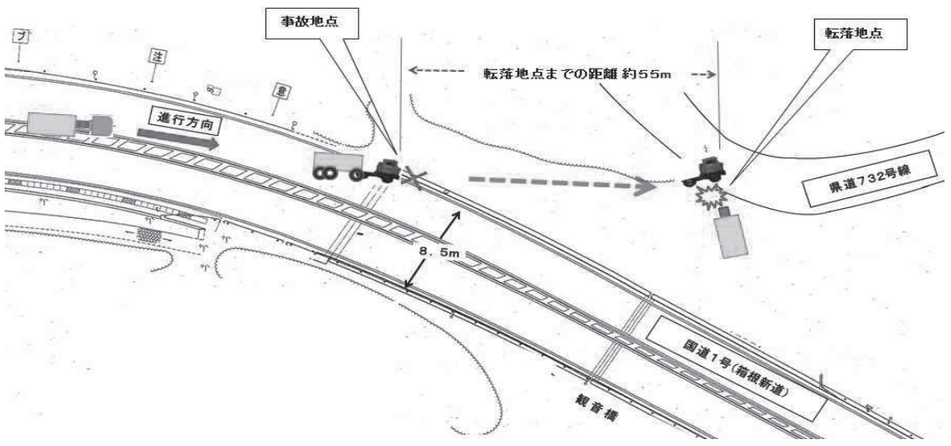

2件目の事故は、27年6月29日に神奈川県足柄下郡箱根町の国道1号(箱根新道)で、トラクタ・コンテナセミトレーラが国際海上コンテナを積載して走行中、長い下り坂の先の右カーブを曲がりきれずに左側のガードレールを突き破り、約40㍍下の県道に転落した事故。運転者が死亡したほか、トラクタとトレーラが分離し、トラクタから火災が発生した(図2)。

事故原因は、運転者が下り坂でフットブレーキを多用したことでフェード現象が発生し、十分な制動が得られなかった可能性があるとしたほか、始業点呼を実施せず、必要な指示や指導教育を行っていなかったことなどをあげた。

再発防止策として、運行管理者は点呼の際に運転者に対し、下り坂など道路の特徴や注意を要する情報の指示を行うよう求めたほか、事業者に実践的な指導教育を行うよう求めた。

ここまで来た――天然ガストラック新時代

第33回『運送事業者にとっての天然ガストラック導入について』

新潟運輸株式会社 業務部次長　繁野 修身

弊社は、今年1月に、いすゞ自動車㈱様が製造した大型CNG車国産1号車（写真）を導入させていただき、関係する皆様の全面的な協力をいただきながら東京都から新潟県、長野県へ定期運行し、運送会社に与えられた社会的使命である『国民生活に必要なライフラインの確保』や、企業活動に必要な『原材料の輸送』等の運送を支障なく行っております。

弊社が大型CNG車導入を決めた背景には、常にお客様の立場を尊重した『顧客第一主義』を企業理念に掲げ、よりお役に立てる物流業者になるよう努めていることがあり、環境対策もその一環であります。

環境優良車の導入を積極的に実施し、乗務員はエコドライブに心がけ、公共の道路を使用させてもらって商売を行っていることを自覚し、有害なガスを排出し国民に迷惑と損失を与えないという創業者の志を歴代の経営者がしっかり受け継いで、環境保全に取り組んでまいりました。(一社)日本ガス協会の「大型CNGトラック普及推進事業」に賛同し、改造した大型CNG車のモニターとして、冬場の厳しい会津若松～東京間を運行した結果、弊社の主力である軽油を燃料とする運行車と比較しても、大きな支障がないという確証を得たことも大きな要因です。

車両の導入に当たっては、日本ターミナル㈱様（大型CNGトラックを活用した低炭素中距離貨物輸送のモデル構築事業共同申請者）、東京ガス㈱様、(一財)環境優良車普及機構様をはじめ多くの方々にご協力いただき、心から感謝しております。

本車両の運行については今年2月より開始され、通過する東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県内のいすゞ自動車㈱様の全面的なバックアップ体制のもと、トラブルもなく順調に走行しております。

現行CNG車がディーゼル車に取って代わり更なる拡大を図るためは、荷主企業様の協力が必要不可欠で、環境優良車を積極的に導入している企業に業務委託するなど関心をもってもらうことも大切と思われます。また、トラック等の排ガスによる環境破壊の防止を真剣に考えている関係者が連携し、より環境に優しいCNG車が進歩し、普及するため、弊社は微力ながら今後も導入に協力していきたいと思っております。

労務 Q&A

第127回

通勤災害保護制度が改正されるそうだが、具体的な内容は

Q 通勤災害保護制度の取り扱いが変わると聞きましたが、具体的な内容を教えてください。

A 経路の逸脱・中断に関する「介護」行為について対象家族の範囲を緩和

【解説】ご質問の通勤災害保護制度の取り扱いの変更は、労働者災害補償保険法施行規則の一部改正によるもので、併せて「勤務間インターバル」導入に関する助成金制度も創設されます。来年1月1日からの施行です。

まず、通勤災害保護制度の変更内容についてですが、同制度の対象となる介護の対象家族の範囲が緩和され、「同居、かつ扶養」の要件が撤廃されることになりました。

もう少し詳しくご説明しますと、今年3月、雇用保険法が改正されたのに伴い同法施行規則が改正され、世帯構造の変化等を背景に、育児・介護休業法による介護休業を取得できる対象家族の拡大が図られました。現行制度では家族のうち配偶者、父母（配偶者の父母も含む）、子以外の祖父母、兄弟姉妹、孫については「同居、かつ扶養している」ことが対象の条件とされていましたが、この同居・扶養要件が撤廃されたのです。

ご存知のように、労災保険法では、労働者の通勤による負傷、疾病、障害または死亡については、通勤災害として保険給付の対象としています。しかし、労働者が通勤の経路を逸脱・中断した場合には、その後の移動は原則として通勤には含まれません。ただし、逸脱・中断が「日常生活上必要な行為」に該当する場合には、合理的な経路に復帰後の移動は通勤に含まれることになっています。

この「日常生活上必要な行為」の対象として、労災保険法施行規則では、一定の家族の介護を認めており、その家族の範囲は育児・介護休業法の対象家族と同じ範囲で規定しています。このため、この対象家族について同様の措置が取られたというわけです。

もう一つの勤務間インターバル制度の導入支援についてですが、同制度は終業時刻から次の始業時刻までの間隔（インターバル）の時間を一定以上確保するというもので、長時間労働に対する有効な改善策と言われています。しかし、厚生労働省の「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業」による調査結果では、同制度を導入している企業はわずか2・2％で、導入を予定したり検討したりしている企業も8・6％にすぎません。このため、今年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、長時間労働を減らし過労死をなくすため、同制度を積極的・自発的に導入する企業への支援策が新たに打ち出されました。

具体的には、「職場意識改善助成金の勤務間インターバル導入コース（仮称）」として、中小事業主の新規導入の促進を目標に、就業規則等の作成・変更費用、研修費用、労務管理用機器等の導入・更新費用などが助成対象になります。助成は50万円を上限に、費用の4分の3とされています。

トラック運送事業者のための 経営のヒント

第176回 労働条件改善と既成概念の払拭

物流ジャーナリスト　森田 富士夫

今年の最後のコラムになった。この1年間に取材やその他で多くの経営者にお会いした。雑談なども含めてどんな話題が多かったかを振り返ってみると、ドライバーをはじめ従業員の労働条件改善の話が多かったように思う。中央ならびに地方協議会やパイロット事業については改めて言及するまでもないだろう。ただ言えることは、「それらの取り組みが背景にあるから、労働時間の短縮や給与水準の改善などに対する意識がより高まってきている」ということである。それだけでも協議会やパイロット事業の意義が実感できる。

このように業界全体で労働時間短縮や給与水準向上への意識が高まっているのは喜ばしいことである。だが一方では、そのような認識が希薄な経営者が一部に存在することも否定できない。また、最近感じるのは、ドライバーの労働条件を改善するためには、労使ともに既成概念の払拭が必要なことである。労働条件の改善を実現するには、従来からの発想の転換から始めなければいけない。

具体的な例を挙げよう。ドライバーの労働条件の改善には荷主と事業者が協力して取り組む必要がある。だが、この当たり前のことに対して、「そんなことを言ったら荷主にらまれてしまう（あるいは取引を切られてしまう）」という考えの経営者もいる。経験的に言えば、ちゃんとした荷主ほど、ドライバーの労働条件の改善への協力に前向きになってきた。もちろん事業者の要請を全面的に受容するかどうかは別だが、少なくとも前向きに話を聞いてはくれる。荷主にとっても法令遵守は重要な経営課題だし、安定的に物流サービスが提供されなければ自社が困ることになるからだ。

むしろ、多層構造の中で元請けの実務担当者クラスの方に、「傭車は他にもたくさんいる」という意識が強いのではないか。待機時間についても、荷主が直接センターを管理しているケースは少ない。事業者同士の取り組みで、待機時間の多くは短縮することが可能だ。

また、労働時間短縮や労働負荷軽減の方策の1つとして中継輸送がある。当コラムでも以前に書いたが、最も難易度の高い中継輸送は異なる荷主、異なる事業者、単車の組み合わせである。この組み合わせが、一番解決を求められている。ところが、「自分が乗務しているトラックを他人に運転させたくない」、反対に「他のトラックに乗務したくない」というドライバーの意識が、単車による中継輸送のネックの1つだ。

このように、労働条件の改善に向けては、まず、自分たちの意識改革から始める必要があるようだ。

この1年

平成28年（2016年）

回顧

（肩書は当時）

④

③

②

①

全日本トラック協会の主な活動

1月

19日
▽「引越事業者優良認定（引越安心マーク）制度」が、消費者関連専門家会議（ACAP・坂倉忠夫理事長）から、「消費者志向活動表彰」を受賞

25日
▽青年部会（笠原史久部会長）、静岡県沼津市の学校法人沼津学園・飛龍高等学校（堀田和美校長）に、整備実習用トラック1台を寄贈（写真①）

26日
▽「新年賀詞交歓会」を開催（写真②）

2月

12日
▽「平成27年度青年部会全国大会」を開催

22日
▽青年部会、福岡県北九州市の学校法人豊国学園・豊国学園高等学校に、整備実習用トラック1台を寄贈

3月

4日
▽初の「全国の女性組織（女性部会等）との合同会議」を開催

8日
▽国土交通省が実施したパブリックコメント「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示案に関する意見募集について」に対し、意見を提出

10日
▽「第10回全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長会議」、「第164回理事会」を開催

18日
▽前日に広島県東広島市の山陽自動車道下り線・八本松トンネル内で発生した追突多重衝突事故を受け、星野良三会長名による「安全運行の一層の徹底について」を、各都道府県トラック協会会長と各トラック運送事業者宛てに緊急通達

28日
▽ホームページ内に新卒者確保のためのインターンシップ登録サイトを開設

4月

7日
▽国交省で開催された「社会資本整備審議会 道路分科会 第22回国土幹線道路部会」（部会長・寺島実郎（一財）日本総合研究所理事長）にて、高速道路における料金・整備に関する要望事項等を説明

8日
▽「平成26年度決算版経営分析報告書」を公表

14日
▽「平成28年熊本地震」発災。全日本トラック協会および熊本県トラック協会が「災害対策本部」を設置し、地震発生直後から緊急物資輸送対応を実施（写真③）

19日
▽坂本克己副会長、福本秀爾理事長が、谷垣禎一幹事長、二階俊博総務会長、稲田朋美政務調査会長の自由民主党三役に対し、熊本地震に係る緊急物資輸送の取り組み状況を報告。自民党による熊本県への緊急支援物資輸送に協力し、自民党本部から熊本県の被災地に向け、支援物資を輸送

5月

15日
▽3月17日の山陽自動車道八本松トンネルでの2人死亡事故（広島県東広島市）や、5月3日の山陽道母子3人死亡事故（山口県下松市）など、事業用トラックが渋滞最後尾に追突する多重衝突事故が相次ぎ、多数の死傷者が発生していることを受け、「追突事故防止ポスター」を作成。5月15日号の『広報とらっく』に刷り込み、事業所への掲出を呼びかける

20日
▽星野良三会長が熊本県トラック協会の住永豊武会長とともに、熊本県庁および熊本市役所を訪問し、蒲島郁夫知事と大西一史市長とそれぞれ面談（写真④）

18日
▽福岡県トラック協会（眞鍋博俊会長）が整備を進めていた「北九州緊急物資輸送センター」（福岡県北九州市）が完成し、落成式を開催

6月

2日
▽「第165回理事会」を開催

9日
▽中国交通運輸部（日本の国土交通省に相当）から研修生6人の訪問を受け、懇談会を実施

17日
▽平成28年度「第1回青年部会正副部会長会議」が開催され、新部会長に山本明徹氏が就任

30日
▽「第92回通常総会」、「第166回理事会」を開催

運輸関係行政等の主な動向

1月

15日
▽軽井沢スキーバス事故発生。国土交通省は22日に軽井沢スキーバス事故対策検討委員会を設置し、29日に初会合を開催

25日
▽ETC2・0を活用した特車ゴールド制度開始

2月

2日
▽政府、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（物流総合効率化法）改正案を閣議決定し、国会に提出

19日
▽国交省と厚生労働省、「第3回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会及びトラック運送業の生産性向上協議会」（座長・野尻俊明流通経済大学学長）を開催

24日
▽国交省、無人航空機（ドローン）による貨物輸送実験を実施

3月

1日
▽国交省自動車局、全日本トラック協会に対して「貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」の一部改正通知を発出し、特例の取り扱いを平成30年3月31日まで延長

7日
▽国交省、石井啓一国交大臣を本部長とする「生産性革命本部」を設置、初会合を開催

11日
▽政府の中央交通安全対策会議（会長・安倍晋三内閣総理大臣）、今後5年間の我が国の交通安全に関する総合的な施策をまとめた「第10次交通安全基本計画」を策定

25日
▽東日本、中日本、西日本の高速道路会社3社、ETC2・0車載器購入助成キャンペーンの具体的な内容を発表。先着45万台に1万円を助成

28日
▽中日本高速道路㈱、中央自動車道下り線の多治見インターチェンジ（IC）から小牧東IC間の登坂区間（約3・7キロメートル）で、右側付加車線方式の試行運用を開始

29日
▽国交省、ドライバーが急病等により運転の継続が困難になった場合に、自動車を自動で停車させる「ドライバー異常時対応システム」のガイドラインを世界に先駆けて策定

4月

1日
▽自動車登録番号標、車両番号標等（ナンバープレート）をカバーなどで覆うことを禁止するほか、一定の位置・方法において表示しなければならないことを内容とする「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成27年法律第44号）の規定が施行

11日
▽国交省、「国土交通省生産性革命本部」第2回会合を開催し、生産性プロジェクトの第2弾を選定

14日
▽21時26分頃、熊本県熊本地方で「平成28年熊本地震」発生。政府、「非常災害対策本部」を設置。16日1時25分頃には、本震が発生

25日
▽政府、平成28年熊本地震による災害を激甚災害に指定

5月

13日
▽国交省、交通政策白書をまとめ、発表

23日
▽国交省、生産性革命について日本経済団体連合会との懇談会を開催

6月

1日
▽国交省、「社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会第13回物流小委員会」（委員長・根本敏則一橋大学大学院教授）を開催。28年度から開始する「ダブル連結トラック実証実験」に関する方針をとりまとめ

3日
▽中小企業庁と公正取引委員会、厚労省との間で運用している、中小事業者保護のための通報制度の拡充を発表

10日
▽国交省、「平成27年度国土交通白書」を閣議で配布

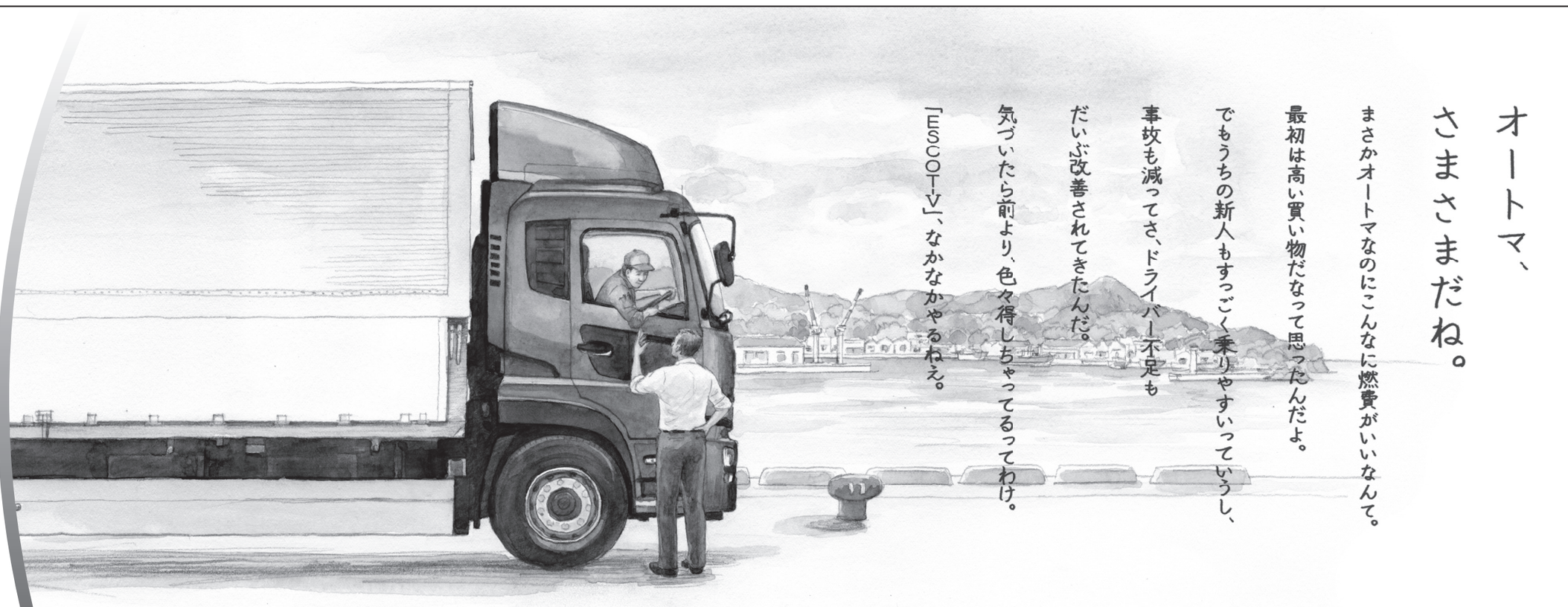

⇨⑧

⇨⑦

⇨⑥

⇨⑤

年表 トラック

7月

13日
▽「第47回全国トラックドライバー・コンテスト」の各部門優勝者が、安倍晋三内閣総理大臣を表敬訪問（写真⑤）

14日
▽「第217回常任理事会・第167回理事会合同会議」を開催。千原武美東京都トラック協会会長、小林幹愛茨城県トラック協会会長が新たに副会長に就任

22日
▽星野良三会長、坂本克已副会長、小幡銀伸副会長、福本秀爾理事長が麻生太郎財務大臣に高速道路料金の大口・多頻度割引最大50％の継続を要望

8月

2日
▽平成28年熊本地震により被災を受けた熊本・大分両県の会員事業者に対する見舞金等として、全国のトラック協会から集まった9300万円を両協会に贈呈

3日
▽青年部会（山本明徹部会長）が、平成28年熊本地震への義援金による社会貢献活動として、熊本県内の子どもたちとその家族2000人を無料招待するイベント「夏だ!!　みんなでプールに行こう!!　～日本はひとつ　みんなを笑顔にしたくて～」を開催

23日
▽坂本克已副会長と福本秀爾理事長が、石川雄一国土交通省道路局長に対し、高速道路料金の大口・多頻度割引について、従来のETC搭載車への経過措置を当面の間延長するよう要望

9月

1日
▽「公益社団法人全日本トラック協会防災業務計画」を策定

2日
▽台風10号による被害に伴い、国交省からトラックの輸送力確保についての協力要請を受け、北海道・岩手県・山形県に緊急支援物資輸送を実施

10月

3日
▽WebKIT開発・運用の功績を認められ、日本貨物運送協同組合連合会とともに平成28年度「情報化月間」における国土交通大臣表彰を受賞（写真⑥）

6日
▽鳥取県米子市の米子コンベンションセンターと米子市文化ホールで「第21回全国トラック運送事業者大会」を開催（写真⑦）

11日
▽中小企業庁より、中小企業等経営強化法に基づく「事業分野別経営力向上推進機関」に認定される

18日
▽自由民主党トラック輸送振興議員連盟（細田博之会長）総会および公明党トラック問題議員懇話会（北側一雄会長）に、星野会長をはじめとした全ト協関係者が出席し、「トラック運送業界からの最重点要望事項」について説明

22日
▽茨城県ひたちなか市の自動車安全運転センター安全運転中央研修所で、「第48回全国トラックドライバー・コンテスト」を開催（～23日）。23日には、石井啓一国土交通大臣が初視察（写真⑧）。内閣総理大臣賞に井上誠さん（㈱日立物流南関東 神奈川輸送営業所）

11月

1日
▽「中部トラック総合研修センター」がグランドオープンし、完成記念式典を挙行

23日
▽荷主に対して、トラック運送事業における取引環境の改善と長時間労働の抑制への理解・啓発を図るため、荷主向け業界専門紙16紙に広告を掲載（～12月2日）

28日
▽小幡銀伸副会長と福本秀爾理事長、および日本貨物運送協同組合連合会の中川才助副会長が、国交省の石川雄一道路局長に対し、「車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等の見直し」に関して要望

12月

1日
▽「第168回理事会」、「全国トラック協会長会議」を開催

8日
▽平成28年度引越優良認定事業者として、25事業者（122事業所）を認定。総認定事業者数は376事業者（1964事業所）に

15日
▽平成28年度安全性優良事業所（Gマーク）として、9033事業所を認定、総認定事業者数は2万3414事業所に

7月

16日
▽厚労省、全ト協に対し、荷役作業に係る労働災害防止対策の推進を図ることを求める文書を発出

17日
▽準中型自動車免許の新設と高齢運転者への臨時認知機能検査と講習の実施を盛り込んだ「改正道路交通法」を交付。施行日は平成29年3月12日に

23日
▽国交省、全ト協に対し、トレーラ火災の未然防止に関する注意事項について、通達を発出

24日
▽国交省、「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会技術安全ワーキンググループ」の報告書をとりまとめ。ドライバーの異常時に対応するシステムの実用化を提案

30日
▽国交省、「事業用自動車の運転者に対する指導・監督マニュアル」を改訂

8月

2日
▽政府、「未来への投資を実現する経済対策」を閣議決定

8日
▽国交省、事業用自動車運転者の健康診断の受診について、遵守状況の確認を強化すると発表し、即日施行

24日
▽政府、平成28年度第2次補正予算案を閣議決定。「高速道路料金の大口・多頻度割引最大50％」を平成30年3月末まで延長するための予算として105億円、生産性向上促進事業（テールゲートリフター補助）に4億円を計上

9月

7日
▽国交省と厚労省、「第4回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会及びトラック運送業の生産性向上協議会」（座長・野尻俊明流通経済大学学長）を開催

29日
▽国交省、「旅客フェリーさんふらわあ　だいせつ火災事故」について、運輸安全委員会による事故調査の経過報告が公表されたことを受け、全ト協に冷蔵冷凍車の冷凍機の電気系統の安全確保に努めるよう要請

10月

1日
▽「改正総合物流効率化法（物効法）」施行

4日
▽国交省、愛知県内の新東名高速道路で大型トラックが高速乗合バスに追突し、バス運転者2人が死亡する事故が発生したことを受け、全ト協と日本バス協会に対し、高速道路での安全確保に万全を期すよう文書で通知

7日
▽政府、過労死等防止対策白書を初めてまとめ、閣議決定

26日
▽国交省、「第1回荷主との連携や事業の共同化等による生産性向上方策に関するガイドライン策定ワーキンググループ（WG）」（座長：増井忠幸東京都市大学名誉教授）を開催

11月

7日
▽国交省、全ト協など自動車運送事業関係団体に対し、乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止を徹底するよう文書で通知

22日
▽国交省根本大臣政務官が全ト協に対し、トラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画の策定を要請

12月

14日
▽国交省、ダブル連結トラックの実験を開始。埼玉県狭山市～愛知県豊田市間（331キロメートル）で1日2台、群馬県太田市～三重県鈴鹿市間（389キロメートル）で1日4台の計6台を走行させる

15日
▽国交省、「第2回トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を開催

全ト協 平成29年度税制改正の要望と結果 (1面に関連)

全ト協 29年度税制改正要望事項	平成29年度与党税制改正大綱の内容
1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現	
(1) 一般財源化により課税根拠を失った軽油引取税の旧暫定税率廃止	・平成21年度税制改正において軽油引取税が一般財源化された際、税率水準の検討を行ったが、地球温暖化対策の観点、また国・地方の苦しい財政状況を踏まえて税率水準を維持することとされた経緯等を踏まえて、検討すべきとされており、要望は見送られた。
(2) 自動車税の引下げ	・「平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」とされた。
(3) 自動車税における営自格差見直し反対	・自動車税における営自格差の見直しは阻止することができた。
(4) 自動車重量税の道路特定財源化	・「今後、(エコカー減税の) 適用期限の到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、応益課税の原則、市場への配慮等の観点を踏まえる」とされた。
2. 中小企業投資促進税制の延長及び拡充	・中小企業投資促進税制について、車両総重量3.5t以上のトラックについては、適用期限が2年延長された。 ・自動車教習所用の準中型自動車の取得については、中小企業投資促進税制の枠組みには含まれなかったが、20%の特別償却が新たに認められた。
3. 法人実効税率引下げに伴う代替財源に係る中小企業への負担増大反対	・法人実効税率引下げに伴う代替財源として中小企業の負担が増大するような税制改正は行われなかった。
4. 特例措置の延長	
(1) 自動車取得税のASV (先進安全自動車) 特例措置の延長	・適用期限は2年延長された (別掲)。
(2) 自動車税のグリーン化特例措置の延長	・現行制度のまま適用期限は2年延長された (別掲)。
(3) 自動車重量税・自動車取得税のエコカー減税の延長	・一部軽減率等を見直した上で、適用期限は2年延長された (別掲)。
(4) 中小企業・協同組合等の法人税率の特例措置の延長	・適用期限は2年延長された。
(5) 中小企業・協同組合等の貸倒引当金の特例措置の延長	・割増率を10% (現行12%) に引き下げた上で、適用期限は2年延長された。
(6) 低公害車の燃料等供給設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長	・対象となる設備要件に「政府の補助を受けて取得したこと」を加えた上で、2年延長された。
5. トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用	・固定資産税の軽減措置の適用について、要望は見送られた。
6. 予備自衛官等招集準備金制度 (仮称) の創設	・予備自衛官等招集準備金制度の創設について、要望は見送られた。

※平成31年度から、「法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置について、平均所得金額が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置を講ずる」とされた。

【自動車取得税・自動車重量税におけるエコカー減税の概要】

◇取得税は平成31年3月末まで
重量税は平成31年4月末まで

＜車両総重量3.5t超のトラック・バスの場合＞

対象・要件等	税目	特例措置の内容
・天然ガス自動車(平成21年排ガス規制 NOx10%以上低減)	取得税	非課税
	重量税	免税

			平成27年度燃費基準			
			達成	+5%超過	+10%超過	+15%超過
ディーゼル車 (ハイブリッド車含む)	平成28年排ガス規制適合	取得税	25%軽減	50%軽減	75%軽減	非課税
		重量税	25%軽減	50%軽減	75%軽減	免　税
	平成21年排ガス規制 NOx・PM+10% 低減	取得税	25%軽減	50%軽減	75%軽減	非課税
		重量税	25%軽減	50%軽減	75%軽減	免　税

【自動車税におけるグリーン化特例の概要】

◇平成31年3月末まで

＜軽課＞

車両総重量3.5t超のトラック・バス	減免内容
・天然ガス自動車 (平成21年排ガス規制 NOx10% 以上低減)	概ね75% 軽減

＜重課＞

トラック(被けん引車を除く)及びバス(一般乗合バスを除く)	内容
・車齢11年超のディーゼル車 ・車齢13年超のガソリン車、LPG車	概ね10% 重課

【自動車取得税におけるASV特例措置の概要】

◇平成31年3月末まで
※対象装置：衝突被害軽減ブレーキ、車両安全性制御装置

	車両総重量	平成29年4月1日～平成30年10月31日	平成30年11月1日～平成31年3月31日
両装置装着	3.5t超8t以下のトラック	取得価額から525万円控除	
	8t超20t以下のトラック	取得価額から525万円控除	取得価額から350万円控除
	20t超22t以下のトラック	取得価額から350万円控除	—
1装置装着	3.5t超8t以下のトラック	取得価額から350万円控除	
	8t超20t以下のトラック	取得価額から350万円控除	—

全ト協 発生地別・事業用トラックが第1当事者となった死亡事故 (平成28年1～9月)

1万台当たり「2.1」件で推移

さらなる事故防止対策が急務

全日本トラック協会はこのほど、平成28年1月～9月末までの事業用トラックが第1当事者となった死亡事故件数を、発生地別に公表した。

それによると、死亡事故件数は192件。このペースで推移した場合は年間256件ペースとなり、事業用トラック1万台当たりの死亡事故件数は「2.1」と、27年の「2.4」に対して0.3ポイントの減少となる。全ト協では車両1万台当たりの死亡事故件数目標を「2.0件」に設定しており、今後、各都道府県トラック協会においては、「トラック事業における総合安全プラン2009」の数値目標2.0件を達成できるよう、さらなる交通事故防止対策に取り組むことが求められる。

このデータは、全ト協ホームページ内「平成28年1～9月の交通事故統計分析結果―発生地別―」に掲載されており、ダウンロードが可能。

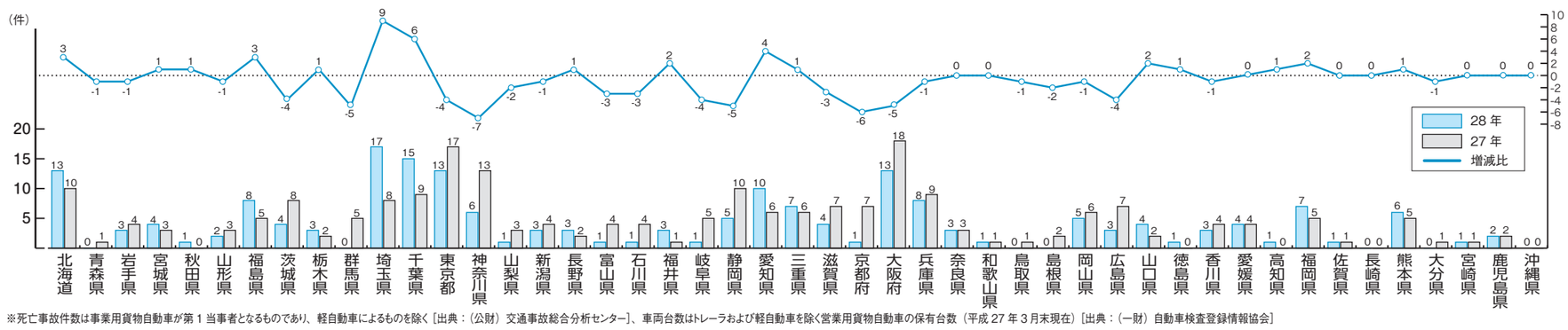

※死亡事故件数は事業用貨物自動車が第1当事者となるものであり、軽自動車によるものを除く［出典：(公財) 交通事故総合分析センター］、車両台数はトレーラおよび軽自動車を除く営業用貨物自動車の保有台数（平成27年3月末現在）［出典：(一財) 自動車検査登録情報協会］

図　事業用貨物車が第1当事者となる死亡事故件数の推移(平成24年～28年)

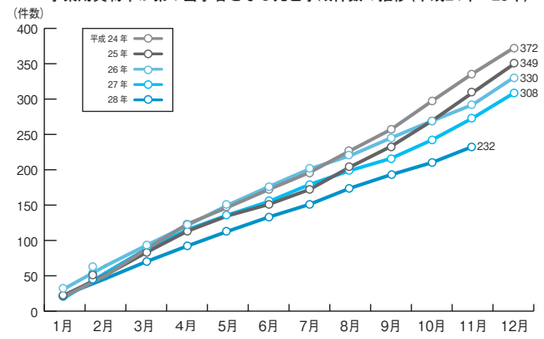

事業用トラック死亡事故件数40件減少

平成28年11月末交通事故統計　警察庁

警察庁がこのほど発表した「交通事故統計（平成28年11月末）」によると、28年11月末までの事業用トラックを第1当事者とする交通死亡事故件数は232件であり、前年同期比で40件減少した（図）。

なお、11月単月の件数は、大型車12件（前年同期比マイナス4件）、中型車8件（同マイナス4件）、普通車2件（同±0件）で、昨年より8件減少して22件。年間で300件を下回るペースで推移しており、一層の事故防止対策の取り組みが求められる。

大臣賞、優秀賞受賞者を表彰
応募企業の取組レベル向上
平成28年度エコドライブ活動コンクール

「平成28年度エコドライブ活動コンクール」（主催：（公財）交通エコロジー・モビリティ財団）上位入賞者の表彰が11月18日に行われ、事業部門の最高賞である国土交通大臣賞には、西濃運輸㈱が選ばれた。

今年度は、事業部門（事業部門・一般部門）等）の3部門に分けて取り組んでいる任意団体（緑ナンバー）、一般部門（白ナンバー）、ユニーク部門（事業部門以外でエコドライブに取り組んでいる事業者の参加や、本コンクールに継続的に参加している事業者が増加しており、エコドライブ活動が事業者に根付いていることが伺える」とした上で、「エコドライブ活動が継続的に行われることで、燃費管理や教育体制の整備など、エコドライブ活動の基本的な取り組みのレベルが上がっている」と評した。

45件、ユニーク部門6件の合計431件の応募が寄せられた。

審査委員会（審査委員長・大聖泰弘早稲田大学理工学術院教授）による審査の結果、表の通り受賞事業所が選ばれた。

大聖審査委員長は、本年度のコンクール応募企業（事業部門）について、「グリーン経営を10年間継続している事業者の参

亀井 寛
総務部参与

国土交通大臣賞　西濃運輸㈱における取り組み（概要）
「エコ安全ドライブ」を推進
さらなる燃費と安全性の向上のために

当社は、エコドライブに安全を加えた「エコ安全ドライブ」として取り組んでおります。

これを推進していくための組織体制としては、まず本社内の横断的なプロジェクト「エコ安全ドライブ推進委員会」があります。その次に、10前後の店所を統括する「エリア」があり、エリア統括マネージャーが各エリアの推進責任者になっています。そして現場である「店所」（支店・営業所など128拠点）が活動の主役となります。

日常における各店所の取り組みについては、まず「エコ安全ドライブ5か条」のステッカーを全車両のコックピット内の視界に入る場所に貼り付け、常に意識しています（図）。

平成26年より、デジタルタコグラフとドライブレコーダの複合機「ドライビングパートナー」の本格導入を推進しています。安全指導に欠かせない要素とエコ運転の要素が全て点数化され、客観的に自己分析することができます。なお、装備している車両は前年比6％以上の燃費改善効果を出すことができました。

研修制度としては、「安全推進インストラクター制度」を策定。全日本トラック協会主催の「全国トラックドライバー・コンテスト」全国大会出場経験者を中心に、安全推進インストラクター研修を受講して試験をパスし、晴れてライセンスを得た専任者15人、ドライバー兼務41人、合計56人がインストラクター（任期1年間）となっています。毎年インストラクターを選任することで裾野が広がり、真のプロドライバー育成に拍車がかかっています。

続いて、昨年の第2四半期より実施のモデル店制度について紹介します。エリアの中から、エリア統括マネージャーがモデル店1店所を選び、3か月間モデル店としての取り組みを強化します。期間中の3か月のうち、2か月目標を達成するとモデル店を卒業することができます。モデル店は、燃費が伸び悩んでいる店所が選ばれる傾向にありますが、モデル店を経験すると改善手法がドライバー個々に定着し、モデル店卒業後も実績が安定する店所が多いです。また、燃費改善に成功しているモデル店の取り組み事例を全店に水平展開することで、各店所で新たなアイデアが出てきます。

今回、弊社の4年間の取り組みを整理する機会をいただいたことで、まだまだ発展途上だということに気付きました。弊社における課題としては、「まずドライバー個々、店所、エリアの月々の結果や取り組み内容にまだまだ濃淡があること」、そして「マンネリ化」、最後に「目標設定方法」です。今回いただいた賞を励みに、今後も精進してまいりたいと思います。

図《エコ安全ドライブ5か条》
- ふんわりアクセル「eスタート」
- 早めのアクセルオフ
- 加減速の少ない運転
- 車間距離は余裕をもとう
- タイヤの空気圧をこまめにチェック

※エコドライブ普及連絡会「エコドライブのすすめ」のうち、交通事故防止にも効果のある5項目をピックアップしたもの。

表　平成28年度エコドライブ活動コンクール
大臣賞・優秀賞受賞事業所名と講評（事業部門のみ）

（都道府県順）

＜事業部門＞

国土交通大臣賞	
西濃運輸株式会社（岐阜県）※詳細別掲	・社内インストラクター制度を導入し具体的な運転指導をエリアごとに実施。平成28年度は3,779人が受講。 ・大型車の燃費は18年から27年までで約20%向上。車両事故は23年から27年までで約70%削減。
優秀賞	
丸大トラック株式会社（北海道）	・経営陣・エコドライブリーダー・乗務員が、それぞれPDCAサイクルに基づき、改善活動を実施。 ・平成27年より、運行標準要領書を作成し、シフトアップ操作とアクセルオフ走行基準の認識を統一化。事故予防のために運行ハザードマップを作成。
カメイ物流サービス株式会社多賀城営業所（宮城県）	・毎月10日は上長立会いのもと車両点検を実施。さらに10日と20日にはキャビン内の整理整頓も実施。 ・全車にドライブレコーダを装着し、ドラレコはインアウトのカメラに加え車体左側面にも設置。巻き込み事故防止に注力。
磐城通運株式会社植田支店火力営業所（福島県）	・下り坂以外は排気ブレーキオフなど、独自のエコドライブ12項目を励行。ダンプの場合、ダンプアップ時のコツなど、車種特性に応じたポイントを指導。アイドリングストップ支援機器を装着し、実施率はほぼ100%。 ・燃費は平成16年から27年までで32%向上し、保険を適用した交通事故はゼロ（27年）。
上越運送株式会社（新潟県）	・平成15年より活動を開始。各種推進組織（環境保全活動委員会）にはドライバーが参画し、現場の意見を吸い上げている。 ・講習のマンネリ化防止のため、ドライバーの提案により、実車講習以外に日常点検テストや交通法規の筆記試験を加えたコンテストを実施。

＜一般部門＞

環境大臣賞	ネスレ日本株式会社　営業本部　東京支社（東京都）
優秀賞	ネッツトヨタ山形株式会社（山形県）
	株式会社山本清掃（京都府）

しんちゃん
［第17回］前川しんすけ

労災ひとくちメモ
⑦快適な睡眠のための12箇条

睡眠の質が悪いと、長時間寝てもなかなか疲労を回復することができません。規則正しい生活を心がけ、質の高い睡眠をとるようにしましょう。

厚生労働省では、「健康づくりのための睡眠指針2014」の中で、からだとこころの健康づくりを目指すための「睡眠12箇条」をまとめています。睡眠についての正しい知識を身に付け、定期的に自らの睡眠を見直しましょう。

＜睡眠12箇条＞
①良い睡眠で、からだもこころも健康に。
②適度な運動、しっかり朝食、ねむりとめざめのメリハリを。
③良い睡眠は、生活習慣病予防につながります。
④睡眠による休養感は、こころの健康に重要です。
⑤年齢や季節に応じて、ひるまの眠気で困らない程度の睡眠を。
⑥良い睡眠のためには、環境づくりも重要です。
⑦若年世代は夜更かし避けて、体内時計のリズムを保つ。
⑧勤労世代の疲労回復・能率アップに、毎日十分な睡眠を。
⑨熟年世代は朝晩メリハリ、ひるまに適度な運動で良い睡眠。
⑩眠くなってから寝床に入り、起きる時刻は遅らせない。
⑪いつもと違う睡眠には、要注意。
⑫眠れない、その苦しみをかかえずに、専門家に相談を。

（出典：厚生労働省「健康づくりのための睡眠指針2014」）

この角を基準に拡大率を235%に設定すると、A4サイズでプリントできます。

法令○×クイズ
～通行及び進入禁止編～

【解答】 2面に問題

❶×　（法第17条第1項）車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ない場合において歩道又は路側帯を横断するとき、駐車するため必要な限度において歩道又は路側帯を通行するときなどは除かれる。

❷×　（法第8条第2項）沿道に車庫を持っていたり、貨物の集配をするなど、警察署長がやむを得ない理由があると認めて許可をした場合は通行することができる。

❸○　（法第50条第2項）車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、横断歩道、自転車横断帯、踏切又は道路標示によって区画された部分に入った場合において、その部分で停止することとなるおそれがあるときは、これらの部分に入ってはならない。

❹×　（法第21条第1項）車両（トロリーバスを除く。）は、左折し、右折し、横断し、もしくは転回するため軌道敷を横切る場合又は危険防止のためやむを得ない場合を除き、軌道敷内を通行してはならない。

❺○　（車両制限令第9条）歩道、自転車道又は自転車歩行者道のいずれをも有しない道路を通行する自動車は、その車輪が路肩（路肩が明らかでない道路では、路端から車道寄りの0.5m（トンネル、橋又は高架の道路では、0.25m）の幅の道路の部分）にはみ出してはならない。なお、車両制限令における「自動車」については、二輪のものは除かれる。

食の新旧街道を行く
―俯瞰食文化学の視点から―

フードジャーナリスト、食文化研究家
向笠 千恵子

97「唐辛子の道③」かんずりの雪さらし

善光寺近くで七味をたっぷり振ったそばを食べたので、爪先までぽっぽつぽ。今度は唐辛子の雪さらしを見ようと、妙高市に向かった。国道18号と292号が交わるあたり、県道新井柿崎線沿いの「かんずり」が目当てだ。

これは、唐辛子でつくる香辛調味料で、商品名をなめたのが始まりだ。

「オヤジ、これは何にでもあってうまい。ひょっとすると商売になるんじゃないか」「そりゃええ。セガレ、やってみろや」と話がまとまって、すぐさま製品開発に取り組んだのである。

やがて完成した「かんずり」は、塩漬け唐辛子をプラスできる。

「かんずり」づくりのポイントは、唐辛子のアクを抜くこと。これが、雪さらしという工程。塩漬けにした唐辛子を雪の上に撒き、そのまま3、4日おきっぱなしにするのだ。純白の雪原に真紅の唐辛子が散って赤い帯をなしている幻想的な光景は、1月の大寒から3月までの越後妙高の風物詩である。

定番のかんずりのほか、生かんずり、6年もの吟醸かんずり、山菜などのかんずり漬け等々、どれを食べても、雪さらしの光景が目に浮かぶのも、かんずりの魅力だ。（むかさ・ちえこ）

をそのまま社名にしているし、本社、工場、売店が同居しているから、看板さえ見つければ、それですべて済む。

創業社長の東條邦昭さんは、もとは農家の四男。あるとき、辛いもの好きの父親が、干し唐辛子をすり鉢で岩塩とすり混ぜてびん詰めにしているのに麹、岩塩、柚子を加えて3年熟成させるという手の込んだものだった。

発酵作用のおかげで唐辛子の角がとれ、奥行きのある辛味に昇華しているのがミソだ。味噌汁や納豆に入れるといいアクセントになるし、焼き鳥に付けると、七味とはまた違う重厚な辛味とうま味

安全運行のオアシス　トラックステーション

全ト協保養施設
「道後やすらぎ荘」にぜひお越しください

お問い合わせはこちらへ　Tel 089-921-4051

【宿泊料金（サービス料・消費税および入湯税込み）】

宿泊料金	会員およびその家族	
	1人～2人	3人
1泊2食付き	8,250円	7,710円
1泊夕食のみ	7,710円	7,170円
1泊朝食のみ	6,090円	5,550円

○ご予算に応じてご会食も承ります。
チェックイン…午後4時／チェックアウト…午前10時

全国31か所のトラックステーション（TS）は
トラックドライバーの安全運行を支える、
長距離運行に欠かせない
休憩施設です。

平成27年10月オープン！
「白河の関トラックステーション」

	名称	所在地	電話番号	駐車台数
①	札　幌	北海道札幌市厚別区厚別東5条1-1-2	011-897-9101	39
②	苫小牧	北海道苫小牧市ウトナイ北11-11-33	0144-55-7491	80
③	青　森	青森県青森市大字荒川字品川110-1	017-729-2000（公社）青森県トラック協会	41
④	盛　岡	岩手県滝沢市巣子960-4	019-688-1514	39
⑤	仙　台	宮城県仙台市宮城野区苦竹4-1-15	022-232-9336	39
⑥	酒　田	山形県酒田市宮海字新林572-15	0234-33-1770	14
⑦	白河の関	福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字夏針15-1	0248-21-7167	45
⑧	茨　城	茨城県小美玉市西郷地字新田1390	0299-48-3455	30
⑨	矢　板	栃木県矢板市乙畑440-2	0287-48-1919	46
⑩	大　宮	埼玉県さいたま市西区三橋6-699-1	048-623-6815	41
⑪	東　神	神奈川県大和市上草柳588	046-261-1100	95
⑫	新　潟	新潟県新潟市西区山田196-1	025-233-6961	52
⑬	新　井	新潟県妙高市大字猪野山字田中町120-6	0255-73-7394	57
⑭	金　沢	石川県金沢市千木町ル21-1	076-257-2755	45
⑮	浜　松	静岡県浜松市東区流通元町2-3	053-421-5311	116
⑯	安　城	愛知県安城市尾崎町大縄19-1	0566-98-8823	74
⑰	名古屋	愛知県名古屋市港区藤前3-601	052-303-2188	97
⑱	亀　山	三重県亀山市小野町桜口586-4	0595-82-3935	82
⑲	彦　根	滋賀県彦根市鳥居本町字むさ満2337-1	0749-26-0156	53
⑳	大　阪	大阪府寝屋川市木屋元町20-1	072-832-2362	80
㉑	奈良・針	奈良県奈良市針町487-1	0743-82-0622	60
㉒	岡　山	岡山県岡山市中区倉富285-19	086-277-4055	53
㉓	尾　道	広島県尾道市高須町字才ケ久保1193-3	0848-46-1882	37
㉔	三　次	広島県三次市西酒屋町船所1468	0824-63-0025	30
㉕	徳　島	徳島県鳴門市大麻町姫田字先達13-1	088-683-0260	30
㉖	北九州	福岡県北九州市小倉北区東港1-3	093-581-5031	63
㉗	鳥　栖	佐賀県鳥栖市永吉町字来帰り617-1	0942-83-7035	47
㉘	諫　早	長崎県諫早市貝津町1051-12	0957-26-8228	45
㉙	大　分	大分県大分市大字上戸次字宇土ノ口6045-2	097-597-6233	43
㉚	宮　崎	宮崎県児湯郡新富町大字三納代字畑中1765-1	0983-33-0880	18
㉛	鹿児島	鹿児島県鹿児島市西別府町2941-19（流通業務団地内）	099-281-5960	50

※駐車台数は大型車とトレーラの台数の合計。なお、諫早TSは5台の中型車を含む。

各施設の運営時間・概要・周辺地図は
公益社団法人 全日本トラック協会 のHPに掲載

ヒーロー

第2回
櫻本 知孝（さくらもと ともたか）さん（写真左）
菊池 亮（きくち りょう）さん（写真右）
（㈱篠崎運送倉庫）

埼玉県久喜警察署は10月13日、農業用水路に乗用車で落ちた女性を救助したとして、㈱篠崎運送倉庫（埼玉県鴻巣市、篠崎晃市代表取締役社長）にドライバーとして勤めている菊池亮さんと、同社のグループ会社である㈱太章興産（同、篠崎悦朗代表取締役社長）に同じくドライバーとして勤務する櫻本知孝さんに感謝状を贈呈した。

今回の「ヒーロー」では、2人の懸命な救助活動について紹介する。

激流に押し流される車から女性を救出
地元警察署から感謝状を受ける

今年の秋は、いくつもの台風が日本各地に深い爪跡を残した。9月20日の深夜0時に鹿児島県大隅半島付近に上陸した台風16号は、上陸後も強い勢力を維持していた。この台風により秋雨前線が刺激され、この日は東日本から西日本の広い範囲で降水量が200㍉を超えるほどの大雨となった。

台風が近付きつつあった埼玉県でも、昼頃には雨風が強くなった。櫻本さんはこの日の午後、蓮田市内の事業所で荷物の積み込み作業を行っていた。そこに菊池さんが合流し、鴻巣市まで一緒に荷物を運ぶことになった。

荷物の積み込みを終えた2人は、それぞれトラックを運転。櫻本さんが運転する大型トラックと、菊池さんが運転する4㌧車が雁行して、蓮田市から久喜市を経由し、鴻巣市内にある目的地へと向かった。

台風接近により用水路の流れ激しく

午後3時ごろ、2台のトラックは久喜市内の細い市道を走行していた。そこに1台の車が対向してきた。同車は当初対向車線を走行していたものの、スピードを緩めることなく徐々に車線をはみ出していった。そして、そのまま道路を逸脱して草むらに突っ込み、その先の用水路へと転落した。

その一部始終を見ていた櫻本さんは慌ててトラックを止め、菊池さんとともに車が転落した用水路へと駆け出した（図参照）。

市道に並行して流れる用水路の幅は、ちょうど乗用車1台がすっぽり入るぐらいであった。折からの大雨のため、流れはいつにも増して激しく、転落地点から90㍍ほど流され、用水路に架かる橋の橋げたに引っかかった。櫻本さんと菊池さんは用水路に足を踏み入れ、窓を叩いて女性に窓を開けるよう必死で呼びかけた。女性は2人の必死の呼びかけによってずぶ濡れになりながら女性を引き上げる

車は転落地点から90㍍ほど流され、用水路に架かる橋の橋げたに引っかかった。櫻本さんと菊池さんは用水路に足を踏み入れ、窓を叩いて女性に窓を開けるよう必死で呼びかけた。女性は2人の必死の呼びかけによって

ずぶ濡れになりながら女性を引き上げる

女性が救助されるとすぐに、車はみるみる水に飲み込まれていき、そして水没した。用水路から草むらに女性を引き上げた2人は、トラックに積んでいた毛布やジャンパーを急いで持ってきて、女性にかけて暖めた。9月とはいえ、雨と用水路の水に濡れて震え上がるような寒さであった。2人は、物音に気付いて外に出てきていた人たちの姿を確認すると、救急車を呼ぶよう依頼。女性はほどなく駆けつけた救急車で病院へ運ばれていった。

その後、2人は状況を報告すべく、まず会社に向かった。会社にいた社員たちは、ずぶ濡れになった2人の姿を見て、信じられないような表情をしたという。「風邪をひくといけないから、とにかく早く着替えなさい」と声がかかり、2人は着替え、それから目的地に荷物を運んだ。到着が遅れたものの、2人の置かれていた状況が伝わっていたこともあってか、何事もなく仕事を終えることができた。

櫻本 知孝さん

菊池 亮さん

救助活動は2度目 2人に偶然の一致

櫻本さんと菊池さんは、帰宅すると、それぞれ家族に今日の出来事を伝えた。すると偶然にも、2人と家族との間では、「一家を支える大黒柱がケガをすることもなく、無事に女性を救助することができた」という安堵感を感じるとともに、「そういえば、前にもこんな経験があったね」という似たような会話が交わされたという。

実は、櫻本さんは以前、雪の日に東北道を走行している際に、軽自動車が横転しているのを発見したことがあり、その時も直ちにNEXCOに電話して救助を要請した。また、菊池さんも、篠崎運送倉庫に入社する前にこうした現場に遭遇したことがあったという。このような経験があったからこそ、身の危険にさらされている女性を助けようと、躊躇することなく素早く行動に移すことができたのかもしれない。

「2人がいなければ命がなかった」

翌日、助けた女性の家族から会社に電話があった。それによると、女性にケガはなかったとのことだった。そして、「2人がいなければ命は無かった」と、本人が大変感謝していたことを知らされた。感謝の言葉をいただいたことで、2人は人の役に立つことができて嬉しく思うとともに、命の大切さを改めて認識することができたという。

さらに2週間ほどが過ぎたある日、会社に久喜警察署から電話が寄せられた。「今回の救助に関して、感謝状を贈呈したい」ということであった。残念ながら菊池さんは仕事の都合により欠席となったものの、10月13日に櫻本さんは久喜署を訪れ、岩崎茂署長から感謝状を受け取った。岩崎署長は2人の行動に対し、「勇気ある行為だった」とたたえたという。なお、感謝状は会社としてではなく個人として贈呈されたため、各個人の自宅で保管されているそうだ。

21歳の娘と17歳の息子の父親である櫻本さんは、子どもたちに感謝状を見せたところ、「親父、すごいじゃん」と感心されたという。

「常に会社の看板を背負っているので、決して恥ずかしいことはできません。子どもたちに対しても、父親がこういった行動をしたと報告することができ、誇らしく感じています」（櫻本さん）

無事の報告受け 命の大切さを再認識

懸命の救助活動から3か月ほどが経ち、改めて2人に今回の救助活動のもつ意味について振り返っていただいた。

菊池さんは、「今回の救助活動は、自分一人の力では決して成し得なかっただろう」と感じているという。普段は1人での仕事が多く、今回のように同じ会社の仲間がすぐ近くにいることはそう多くはないそうだ。

「今回は、同じグループ会社の仲間がいたからこそ、女性を無事救出することができたと感じています。だからこそ、そういう危機的な状況に遭遇した時には、他の社員にも全力で、協力し合いながら救助に取り組んでほしいと思います」（菊池さん）

櫻本さんも、自分たちの体験を他の社員にも伝え広めることで、仲間たちに「命の大切さ」を再認識してほしいと語る。

「人の命を救うことができて、本当に良かったと感じています。私は42歳になりましたが、まだまだ若いドライバーには負けていられません。会社の看板を背負っている従業員として、若いドライバーたちにもこうした経験を伝えていくとともに、これからも仲間たちみんなで協力しながら懸命に業務に取り組んでいきたいと思います」（櫻本さん）

「何としても救出したい」
強い気持ちが後押し

車は水しぶきを上げながら下流へ流されていった。2人は雨で全身ずぶ濡れになりながら、車を必死に追いかけた。流されていく車の運転席にいた女性は、車から逃げ出すわけでもなく、ただぼんやりと車内に留まっていた。2人には、女性の意識がはっきりしていないように見えたという。

「トラックドライバーとしては、決められた時間までにお客様に荷物をお届けしなければいけないのは重々承知しています。しかし、この時は流されていく車を無我夢中で追いかけていました。荷物の配達が少し遅れても、私たちが頭を下げればそれで済むことです。生命の危機に直面している人を助けないわけにはいきませんでした」（菊池さん）

ようやく意識を取り戻し、車の窓を開けた。車が流されていかないよう菊池さんがしっかりと両腕で車を支える中、櫻本さんは女性を窓から力いっぱい引き上げた。

「水の流れはとても激しかったのですが、恐ろしいという思いはその時全く感じませんでした。『何としても女性を救出したい』、その強い気持ちが自分たちを後押ししてくれたのだと思います」（櫻本さん）

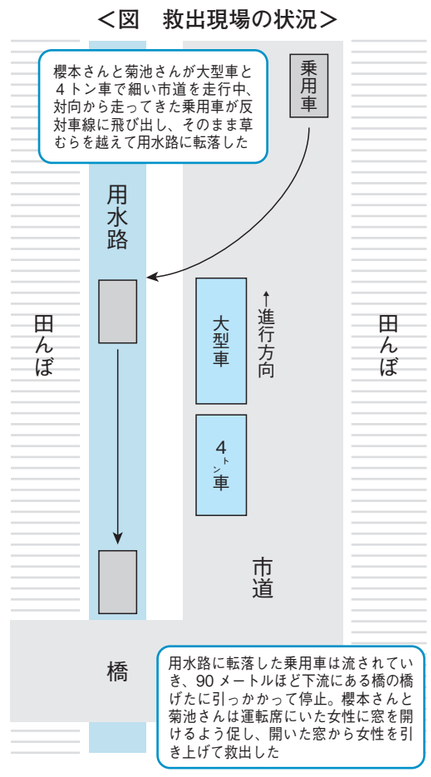

篠崎運送倉庫・篠崎社長に聞く

仲間がいたからこそ
成し得た救助活動

当社における安全への取り組み

当社はもともと倉庫業を主な事業として設立されましたが、貨物自動車運送事業なども手がけています。昭和60年にグループ会社の太章興産を設立。同社は当社の車両の整備や保険関連業務を行っていますが、平成2年からは運送事業も行うようになりました。

当社では、19年前にデジタルタコグラフの導入に踏み切りました。実は、デジタコ導入以前、幼い子どもを育てている新婚ドライバーが、子どもの夜泣きのために眠れないまま朝を迎え、トラックに乗務したことがありました。東北自動車道を運転中に居眠り状態となってしまい、その結果横転事故を引き起こしてしまったのです。「ドライバーの命を預かる者として、こうした悲惨な事故は二度と起こしてはならない」と、事故防止活動の推進を決意。その一環としてデジタコを導入しました。それ以来、当社では大きな事故は発生しておりません。

さらに安全意識向上に努めたい

当社では、全社員参加型の救急救命訓練を実施しており、地域の消防署の協力をいただきながら心肺蘇生法やAED（自動体外式除細動器）の使い方の講習会などを行っています。今回の2人に限らず、救助活動の際には応急手当の必要はありませんでしたが、トラックドライバーは交通事故の現場に遭遇する機会もあることから、こうした活動は非常に重要だと感じています。

また、当社ではドライバーへの同乗指導にも力を入れています。菊池さんには、中型車の指導者の1人として活躍してもらっています。今後、様々な社員教育などを通じ、2人の貴重な経験を社内に広げていくことで、さらなる安全意識向上に努めていきたいと考えています。

篠崎晃市社長

こちら広報室 四季折々 105

2016・12・20

▼草創記のテレビ界を支えた放送作家の故永六輔氏。「生きているということは、誰かに借りをつくること。生きてゆくということはその借りを返すこと」と言う名言を残しています。▼今年も「光陰矢の如し」で、早や12月も半ばを過ぎました。「師走」の語源は、お寺の住職が檀家から檀家へ慌ただしく移動してお経をあげるために馳せる月とされています。私自身、今年ほど喪中葉書が多く届いた年はないと感じています。裏を返せばそういう歳回りになったということでしょう。▼師走に先立ち全国の「おおとり神社」で行われる「酉の市」。1年の無事に感謝し、来年の幸を願う酉の市、今年は二の酉までです。その二の酉の11月23日、東京・浅草の鷲神社に行ってきました。▼普段はひっそりとしている神社も、この日ばかりは大勢の客が訪れ、それはそれは大層な賑わいでした。神社に近づくにつれ、屋台と露天がひしめき、その数750店余。そして、縁起の熊手店が150店余と、年末の大祭に華を添えていました。冬空の下、ライトに照らされた各店は売上を増やそうと来客に粋な口上を発していました。下町で繰り広げられる毎年恒例の行事は、情景に溢れ風情があります。▼西の市は、農民の間で収穫祭として鷲神社に鶏を奉納したのが始まりと言われますが、いつの頃からか家内安全・商売繁盛を願う現在の形になったとのことです。私も信心深いかと問われると開口一番に「それほどでも」となる訳ですが、にわかに師走の慣習の一員になりたいがばかりに、自然と神社に足が向いてしまいました。▼段々と派手になる熊手も、その時代を反映してか愉快痛快な内容です。寒空の中、袖振り合うも多生の縁、寒風ながら神社を取り巻く空間は不思議と温かい雰囲気に包まれていました。▼1年を振り返ると、お世話になった人達に少しでも恩返しができたのか、また浅学非才ながら誰かの役に立ったのか、正直言ってあまり自信がありません。▼鷲神社から移動して浅草寺へ。浅草寺の風雷神門（雷門）前には、欧米人やアジア人を問わず大勢の観光客が重さ700㌔グラムの赤い大提灯を背景に、ひっきりなしに写真を撮っています。ただ、見ていると写真だけ撮ってさっさと次の観光地へ向かう客も多く、撮った写真をすぐさまLINE（ライン）に貼り付けて、友人らに自慢するのだろうかと首を傾げるばかりです。▼その光景を訝しげにみていた私は、外国人から「Could you take my picture?」と言われ、日本製のカメラを渡されました。ピントを合わせ、笑顔で「Are you ready? Say cheese!」と思わず応える私も同類の外国人に見えたのでしょうか。▼雷門正面左右の風神・雷神像の裏側には天龍像（男性）と金龍像（女性像）があり、金龍山・浅草寺の山号の由来となっています。雷門の正面では風神・雷神像が邪気を追い払い、裏側の龍神・金龍像が民の安寧と五穀豊穣を願っています。▼年の瀬、平月よりも参拝客が幾分多い気がします。平素は信心が希薄でも、この時期思い立ったように神社仏閣に赴くのはとても良いことだと思います。▼夕方の仲見世は昼間と違い、暮色と黄色のライトが得も言われぬ味を醸し出しています。仲見世を通り抜け浅草寺本殿の階段を上がり、目には見えない秘仏の聖観世音菩薩に合掌し、賽銭は「始終御縁がありますように」と45円を納めました！今年も残すところあと10日余りです！

（山崎薫）

会社概要
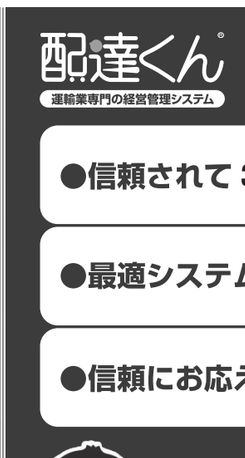
会社名	㈱篠崎運送倉庫	資本金	9,500万円	㈱太章興産	2,000万円
本社所在地	埼玉県鴻巣市広田467-1	従業員数	92人	埼玉県鴻巣市広田467-1	42人
代表者	篠崎晃市代表取締役社長	車両台数	34台	篠崎悦朗代表取締役社長	40台
設立	昭和44年1月13日			昭和60年10月12日